

住宅型有料老人ホーム みもぞ 重要事項説明書

記入年月日	令和 6 年 4 月 1 日
記入者名	松岡 裕明
所属・職名	統括責任者

1. 事業主体概要

種類	個人 <u>法人</u>	
	※法人の場合、その種類	営利法人
名称	(ふりがな) ゆうげんがいしゃ かいごせんたーみもぞ 有限会社 介護センターみもぞ	
主たる事務所の所在地	〒660-0833 兵庫県尼崎市南初島町 8 番地 5 1	
連絡先	電話番号	06-6482-1005
	FAX 番号	06-6482-1012
	ホームページ アドレス	https://www.d-cube.co.jp/mimoza_nt/index.html
代表者	氏名	安田 庸秀
	職名	代表取締役
設立年月日	平成 16 年 12 月 15 日	
主な実施事業	※別添 1 (別に実施する介護サービス一覧表)	

2. 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) じゅうたくがたゆうりょうろうじんほーむ みもぞ 住宅型有料老人ホーム みもぞ	
所在地	〒 660-0054 兵庫県尼崎市西立花町3丁目7番1号	
主な利用交通手段	最寄駅	J R神戸線「立花駅」
	交通手段と所要時間	駅から南西へ徒歩10分
連絡先	電話番号	06-6418-0747
	FAX 番号	06-6418-0746
	ホームページアドレス	https://www.d-cube.co.jp/mimoza_nt/index.html
管理者	氏名	松岡 裕明
	職名	施設長
建物の竣工日	平成 24年 8月 1日	
有料老人ホーム事業の開始日	平成 24年 9月 1日	

(類型)

1 介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合）		
2 介護付（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合）		
③ 住宅型		
4 健康型		
1 又は 2 に 該当する場合	介護保険事業者番号	
	指定した自治体名	県・市
	事業所の指定日	年 月 日
	指定の更新日（直近）	年 月 日

3. 建物概要

土地	敷地面積	578.52 m ²				
	所有関係	① 事業者が自ら所有する土地				
		2 事業者が賃借する土地				
建物	延床面積	全体	1,071.43 m ² （地上 4 階）			
		うち、老人ホーム部分	1,071.43 m ²			
	耐火構造	① 耐火建築物 2 準耐火建築物 3 その他（ ）				
	構造	① 鉄筋コンクリート造 3 木造 2 鉄骨造 4 その他（ ）				
	所有関係	① 事業者が自ら所有する建物				
		2 事業者が賃借する建物				
居室の状況	居室区分	全室個室				
		トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分
		有・無	有・無	21.0 m ²	30	一般居室
共用施設	共用便所における便房	2ヶ所	うち男女別対応が可能な便房			2ヶ所
			うち車椅子対応が可能な便房			0ヶ所
	共用浴室	2ヶ所	個室A、個室B			2ヶ所
	共用浴室における介護浴槽	個室A	チェアー浴			1ヶ所
			ストレッチャー浴			1ヶ所
		個室B	チェアー浴			1ヶ所
			その他（個浴槽）			1ヶ所
	食堂	① あり 2 なし				
	入居者や家族が利用する調理設備	1 あり ② なし				
	エレベーター	① あり（車椅子対応） 3 左記以外 2 あり（ストレッチャー対応） 4 なし				
消防用設備等	消火器	① あり 2 なし				
	自動火災報知設備	① あり 2 なし				
	火災通報設備	① あり 2 なし				
	スプリンクラー	① あり 2 なし				
	防火管理者	① あり 2 なし				
	防災計画	① あり 2 なし				
その他	応接コーナー					

4. サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	入居者様にとって快適に安全な住まいを提供し、その人らしい生活の場となることを目的としています。
サービスの提供内容に関する特色	健康管理、安否確認、生活相談サービスを充実させています。
入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施 ② 委託 3 なし
食事の提供	1 自ら実施 ② 委託 3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	1 自ら実施 ② 委託 3 なし
健康管理の供与	1 自ら実施 ② 委託 3 なし
安否確認又は状況確認サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし
生活相談サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし

(医療連携の内容)

医療支援		1 救急車の手配 2 入退院の付き添い 3 通院介助 ④ その他（１～３について訪問介護事業所に委託）	
協力医療機関	1	名称	おぐらクリニック
		住所	661-0043 尼崎市武庫元町 1 丁目 33 番 9 号
		診療科目	内科・外科・脳外科・神経内科・整形外科
		協力内容	訪問診療・緊急往診・訪問看護 (医療費その他費用は入居者の自己負担。)
	2	名称	
		住所	
		診療科目	
		協力内容	
協力歯科医療機関		名称	大隈病院附属歯科クリニック
		住所	尼崎市杭瀬本町 2-17-1
		協力内容	歯科訪問診療 (医療費その他費用は入居者の自己負担。)

(入居に関する要件)

入居対象となる者	要支援の者	1 あり ② なし
	要介護の者	1 あり ② なし
留意事項		
契約の解除の内容	① 入居者が死亡した場合。 ② 入居者、又は事業者から解約した場合。	
事業主体から解約を 求める場合	解約条項	入居者が次の各号のいずれかに該当し、それが事業者との信頼関係を著しく損なうものと認められる場合。 ① 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき。 ② 月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば滞納するとき。 ③ 施設を故意又は重大な過失により滅失、き損又は破損したとき。 ④ 長期の不在等の状況から、契約を継続する意思がないと事業者が認めるとき。 ⑤ 入居者の行動が、他の入居者の静穏、快適、安全な生活を損なうものであることを事業者が認めるとき。 ⑥ その他、この契約に違反したとき。 等
	解約予告期間	90 日
入居者からの 解約予告期間	30 日	
体験入居の内容	1 あり ② なし	
入居定員	30 人（居室数 30 室）	
その他		

5. 職員体制

(職種別の職員数)

	職員数（実人数）		
	合計	常勤	非常勤
管理者	1	1	
生活相談員	1	1	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務		① あり	2 なし
	業務に係る資格等	1 あり		
		資格等の名称		
		② なし		

6. 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態		1 利用権方式 ② 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式
利用料金の支払い方式		1 全額前払い方式
		2 一部前払い・一部月払い方式
		③ 月払い方式
		4 選択方式 ※該当する方式を 全て選択
年齢に応じた金額設定		1 あり ② なし
要介護度に応じた金額 設定		1 あり ② なし
入院等による不在時に おける利用料金（月払 い）の取扱い		1 減額なし ② 日割り計算で減額（食費、管理費、共益費） 3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額
利用料金の 改定	条件	物価の変動等により、管理運営費及び各種サービスにかかる 費用の改定が必要になった場合は、これらにかかる人件費及 び兵庫県が公表する消費者物価指数等を勘案して改定するこ とができるものとする。
	手続き	入居契約書に定める運営懇談会において入居者の意見を聞く ものとする。

(利用料金の詳細)

入居時点で必要な費用	前払金	0 円
	敷金	0 円
月額費用の合計（消費税込）		140,000 円
	家賃	55,000 円
	食費	45,000 円
	管理費	25,000 円
	共益費	15,000 円
	光熱水費	0 円
※ 1 訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない。 ※ 2 戸別の外部契約によるものは自己負担 （電話代・インターネット接続費・NHK受信料等） ※ 3 利用者の個別的な選択によるサービス利用料 別添 2（有料老人ホームみもぎが提供するサービスの一覧表）		

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	居室の設備及び居住面積
食費	厨房維持管理、人件費等の諸経費、食材費に基づく費用
管理費	事務処理費用、設備の共用部分の維持管理・修繕費
共益費	借家人が共同で使用・利用する設備の運営・維持に関する費用
その他の サービス利用料	

7. 入居者の状況（令和6年4月1日現在）

（入居者の人数）

性別	男性	14 人
	女性	16 人
年齢別	65 歳未満	0 人
	65 歳以上 75 歳未満	2 人
	75 歳以上 85 歳未満	8 人
	85 歳以上	20 人
要介護度別	要支援 1	0 人
	要支援 2	0 人
	要介護 1	5 人
	要介護 2	5 人
	要介護 3	6 人
	要介護 4	3 人
	要介護 5	11 人
入居期間別	6 ヶ月未満	5 人
	6 ヶ月以上 1 年未満	3 人
	1 年以上 5 年未満	17 人
	5 年以上 10 年未満	5 人

（入居者の属性）

平均年齢	86.3 歳
入居者数の合計	30 人
入居率※	100%
※入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。	

（前年度における退去者の状況）

退去先別の人数	自宅等	4 人
	社会福祉施設	0 人
	医療機関	0 人
	死亡者	5 人
	その他	0 人
生前解約の状況	施設側の申し出	0 人
	入居者側の申し出	4 人
		本人・家族・保証人の都合（意思）による

8. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対する窓口等の状況)

窓口の名称		有料老人ホームみもぎ施設内窓口 担当 施設長
電話番号		080-6167-9610
対応している時間	平日	9:00 ~ 18:00
	土曜日	休み
	日曜・祝日	休み
定休日		土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始

窓口の名称		尼崎市介護保険課
電話番号		06-6489-6343
対応している時間	平日	9:00 ~ 17:00
	土曜日	休み
	日曜・祝日	休み
定休日		土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	① あり	サービスの提供上の事故により入居者の生命・身体・財産に損害が生じた場合、不可抗力による場合を除き賠償される。
	2 なし	
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	① あり	委託先の訪問介護事業所に準拠する
	2 なし	
事故対応及び予防のための指針	① あり	2 なし

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等 利用者の意見を把握する取組の状況	1 あり	実施日	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

9. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	☒ 1 入居希望者に公開 ☐ 2 入居希望者に配布 ☐ 3 公開していない
管理規程	☒ 1 入居希望者に公開 ☐ 2 入居希望者に配布 ☐ 3 公開していない
事業収支計画書	☐ 1 入居希望者に公開 ☐ 2 入居希望者に配布 ☒ 3 公開していない
財務諸表の要旨	☐ 1 入居希望者に公開 ☐ 2 入居希望者に配布 ☒ 3 公開していない
財務諸表の原本	☐ 1 入居希望者に公開 ☐ 2 入居希望者に配布 ☒ 3 公開していない

10. その他

運営懇談会	☒ 1 あり	(開催頻度) 年 2 回
	☐ 2 なし	
	☐ 1 代替措置あり ☐ 2 代替措置なし	(内容)
提携ホームへの移行	☐ 1 あり (提携ホーム名:) ☒ 2 なし	
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する届出	☒ 1 あり ☐ 2 なし	
高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	☐ 1 あり ☒ 2 なし	
尼崎市有料老人ホーム設置運営指導指針「第 4 章 規模及び構造設備」に合致しない事項	☐ 1 あり ☒ 2 なし	
合致しない事項がある場合の内容		
「第 5 章 既存建物等の活用の場合等の特例」への適合性	☐ 1 適合している (代替措置) ☐ 2 適合している (将来の改善計画)	☒ 3 適合していない

尼崎市有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項	1 あり ② なし
不適合事項がある場合の内容	

1 1. 高齢者虐待防止のための指針

別添参照

1 2. 身体拘束等適正化のための指針

別添参照

添付書類：別添 1（高齢者虐待防止のための指針）

別添 2（身体拘束等適正化のための指針）

別添 3（事業主体が尼崎市内で実施する他の介護サービス一覧表）

別添 4（入居者の個別選択による介護サービス一覧表）

※ _____様

説明年月日 年 月 日

説明者署名 _____

※ 契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

別添 1 高齢者虐待防止のための指針

有限会社介護センターみもぞ 令和 6 年 4 月 制定

1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

本事業所では、入居者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

2 高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止委員会」を設置します。

①設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

②高齢者虐待防止委員会の構成委員

- ・ 施設長
- ・ 介護支援専門員
- ・ 生活相談員
- ・ 主任介護職員
- ・ その他必要に応じ委員を指名する。

③高齢者虐待防止委員会の開催

委員会は、年2回以上開催します。

虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催します。

④高齢者虐待防止委員会の役割

- ア) 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- イ) 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ウ) 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること
- エ) 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- オ) 虐待が発生した場合の対応に関すること
- カ) 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

⑤高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、施設長とします。

3 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な

知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- ①定期的な研修の実施（年2回以上）
- ②新任職員への研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施
- ④実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ①虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。
- ②緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

5 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- ①入居者、入居者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。相談窓口は、2⑤で定められた高齢者虐待防止担当者となります。
- ②事業所内で虐待等が疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- ③事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。
- ④事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

6 成年後見制度の利用支援

入居者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

7 虐待等に係る苦情解決方法

- ①虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。
- ②苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- ③対応の結果は相談者にも報告します。

8 当指針の閲覧について

当指針は、入居者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

9 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

付則

2024年4月1日より施行します。

別添 2 身体拘束等適正化のための指針

有限会社介護センターみもど 令和 6 年 4 月 制定

1 身体拘束やその他の行動制限の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束やその他の行動制限（以下「身体拘束等」という。）は、利用者の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものである。

事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員全員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束禁止に向けた意識を持ち、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体拘束等を原則禁止とする。

また、身体拘束等の廃止は、本人の尊厳を回復し、悪循環を止める、虐待防止において欠くことのできない取組である。

(1) 身体拘束等に該当する具体的行為

身体拘束等の具体的な内容としては、次のような行為が該当すると考えられる。

（介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為）

ア 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。

イ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。

ウ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。

エ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。

オ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

カ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。

キ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。

ク 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。

ケ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。

コ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

サ 自分の意志で開くことのできない居室等に隔離する。

（注意）身体拘束に該当する行為とは、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解されるため、身体に重度の障害のある人に対して、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適切ではない。

身体拘束か否かは、目的に応じて適切に判断する必要がある。

（高齢者福祉施設等における高齢者虐待の防止と対応の手引き：厚生労働省）

(2) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束等を行う必要を生じさせないため、日常的に以下のことに取り組む。

ア 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。

イ 言葉や応答等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。

ウ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応をする。

エ 利用者の安全を確保するため、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。

(3) 緊急・やむを得ず身体拘束等を行う 3 要件

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための措置として緊急・やむを得ず身体拘束等を行う場合については、身体拘束等による心身の損害（影響）よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、次の 3 つの要件を全て満たす必要があります、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行い、本人又は家族の同意を得て行うこととする。

身体拘束等を行った場合は、その状況について経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除するよう努力するものとし、その経過を、「虐待防止及び身体拘束等適正化委員会」に報告することとする。

ア 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件。

身体拘束等を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束等を行うことが必要な程度まで利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

イ 非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないことが要件。

身体拘束等を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要あり。また、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない拘束の方法を選択する必要がある。

ウ 一時性

身体拘束等が一時的であること（長期にわたらないこと）が要件。

利用者本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

2 身体拘束等適正化のための組織 虐待防止等責任者及び虐待防止等担当者の配置

事業団の各施設及び事業ごとに、虐待防止及び身体拘束等の適正化を図るため、虐待防止責任者及び虐待防止担当者を配置する。

(1) 虐待防止及び身体拘束等適正化委員会の設置

事業所に、虐待の防止のための対策及び身体拘束等の適正化のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止及び再発防止につなげ、事業団全体で虐待防止及び身体拘束等の適正化に取り組むため、虐待防止及び身体拘束等適正化委員会を設置する。

(2) 虐待防止及び身体拘束等適正化委員会の構成員

委員会は、施設長、サービス提供責任者をもって構成し、委員長は、施設長をもって充て、副委員長はサービス提供責任者をもって充てる。

(3) 虐待防止及び身体拘束等適正化委員会の所管事項

- ア 虐待防止の啓発
- イ 虐待の確認及び監視
- ウ 虐待発生後の検証
- エ 虐待の再発防止策の検討、実行及び実行
- オ 身体拘束等について報告するための様式の整備
- カ 身体拘束等の事例の集計・分析
- キ 身体拘束等の適正化策の検討、実施及び実施後の検証 ア～キの職員への周知徹底
- ク 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための研修
- ケ ア～ク以外に、委員長が指示した事項

(4) 虐待防止及び身体拘束等適正化委員会の開催

委員会は、委員長が必要と認める場合又は委員の求めに応じて開催し、少なくとも1年に1回は開催する。

3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

身体拘束等の適正化のための職員研修を原則年1回以上および職員採用時に実施する。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する。

研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、保存する。

4 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

(1) 施設長・サービス提供責任者（虐待防止等責任者）への報告

身体拘束等の必要性が懸念される事態が発生した場合は、施設長・サービス提供責任者へ報告し、身体拘束等の必要性の判断を仰ぐ身体拘束等が必要と判断された場合は、虐待防止及び身体拘束等適正化委員会の開催を、サービス提供責任者に依頼する。

突発的・緊急的に身体拘束等が必要になった場合には、施設長や虐待防止等担当者に報告の上、身体拘束等を実施し、実施後に、経緯を施設長・サービス提供責任者に報告するとともに、虐待防止及び身体拘束等適正化委員会の開催を、サービス提供責任者に依頼する。

(2) 虐待防止及び身体拘束等適正化委員会による決定

委員会では、「個別の状況による拘束の必要な理由」などから、身体拘束等の必要性を審議する。

身体拘束等の必要性が認められた場合は、引き続き「身体拘束の方法」・「拘束の時間帯及び時間」・「特記すべき心身の状況」・「拘束開始及び解除の予定」等を審議する。

身体拘束等の必要性が認められない場合は、委員会は、身体拘束等以外の方法を提案する。

委員会を開催した場合には、議事録を作成し、5年間保存し、要望があれば提示できるものとする。

(3) 利用者本人及び家族等への十分な説明

個別の状況による拘束の必要な理由・身体拘束の方法・拘束の時間帯及び時間・特記すべき心身の状況・拘束開始及び解除の予定等を、利用者本人及び家族等へ詳細に説明し、
十分な理解を得て、緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書に記名してもらう。

(4) 身体拘束等の実施

身体拘束等を実施するが、法令上、身体拘束等に関する記録は義務付けられているの

で、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由及び経過、解除に向けての取り組み方法などを記録する。

(5) 虐待防止及び身体拘束等適正化委員会による再検討

「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」の記録をもとに身体拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を、虐待防止及び身体拘束等適正化委員会で検討していく。

また、身体拘束等の同意期限を越え、なお拘束等を必要とする場合については、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」の記録を再度作成して、虐待防止及び身体拘束等適正化委員会で審議し、身体拘束等の必要性が認められれば、利用者本人及び家族等に、現在行っている身体拘束等の内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得た上で実施する。

「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」は5年間保存し、要望があれば提示できるものとする。

(6) 身体拘束等の解除

(5)の虐待防止及び身体拘束等適正化委員会での再検討の結果、身体拘束等を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束等を解除し、その旨を利用者本人及び家族等に報告する。

5 利用者等に対する当該指針の閲覧

施設の身体拘束等適正化のための指針は、利用者本人及び家族等が自由に閲覧できるよう、ホームページ等で公表する。

6 その他の身体拘束等の適正化推進のための基本方針

身体拘束等をしない人権を尊重したサービスを提供するためには、サービス提供に関わる職員のすべてが身体拘束等の禁止に対する共通認識を持ち、拘束をなくする取り組みをしなければならない。

付則

2024年4月1日より施行します。

別添 3 事業主体が尼崎市内で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類			事業所の名称	所在地
＜居宅サービス＞				
訪問介護	あり	なし	介護センターみもぎ	尼崎市南初島町 8 番地 51
訪問入浴介護	あり	なし		
訪問看護	あり	なし		
訪問リハビリテーション	あり	なし		
居宅療養管理指導	あり	なし		
通所介護	あり	なし		
通所リハビリテーション	あり	なし		
短期入所生活介護	あり	なし		
短期入所療養介護	あり	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	なし		
福祉用具貸与	あり	なし		
特定福祉用具販売	あり	なし		
＜地域密着型サービス＞				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	なし		
夜間対応型訪問介護	あり	なし		
認知症対応型通所介護	あり	なし		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
居宅介護支援	あり	なし		
＜介護予防サービス＞				
介護予防訪問入浴介護	あり	なし		
介護予防訪問看護	あり	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし		
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし		
介護予防短期入所療養介護	あり	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし		
介護予防福祉用具貸与	あり	なし		
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし		
＜地域密着型介護予防サービス＞				
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
＜介護予防・日常生活支援総合事業＞				
第 1 号訪問事業	あり	なし	介護センターみもぎ	尼崎市南初島町 8 番地 51
第 1 号通所事業	あり	なし		
介護予防支援	あり	なし		
＜介護保険施設＞				
介護老人福祉施設	あり	なし		
介護老人保健施設	あり	なし		
介護医療院	あり	なし		
介護療養型医療施設	あり	なし		

別添 4 有料老人ホーム ハウスみもさが提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無							なし	あり
	特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス（利用者一部負担）※1		個別の利用料で、実施するサービス			備考		
			(利用者が全額負担)	包含※2	都度※2			料金※3
介護サービス								
食事介助	なし	あり	なし	あり				
排泄介助・おむつ交換	なし	あり	なし	あり		○	3280	
おむつ代			なし	あり		○	実費	
入浴（一般浴）介助・清拭	なし	あり	なし	あり		○	6080	
特浴介助	なし	あり	なし	あり				
身体介助（移動・着替え等）	なし	あり	なし	あり				
機能訓練	なし	あり	なし	あり				
通院介助	なし	あり	なし	あり		○	5000	
生活サービス								
居室清掃	なし	あり	なし	あり				
リネン交換	なし	あり	なし	あり				
日常の洗濯	なし	あり	なし	あり				
居室配膳・下膳	なし	あり	なし	あり				
入居者の嗜好に応じた特別な食事			なし	あり				
おやつ			なし	あり				
理容師による理美容サービス			なし	あり				
買い物代行	なし	あり	なし	あり		○	2420	
役所手続き代行	なし	あり	なし	あり				
金銭・貯金管理			なし	あり				
健康管理サービス								
定期健康診断			なし	あり				
健康相談	なし	あり	なし	あり				
生活指導・栄養指導	なし	あり	なし	あり				
服薬支援	なし	あり	なし	あり				
生活リズムの記録	なし	あり	なし	あり				
入退院時・入院中のサービス								
移送サービス	なし	あり	なし	あり				
入退院時の同行	なし	あり	なし	あり				
入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	あり		○	2420	
入院中の見舞い訪問	なし	あり	なし	あり				

※1：利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（1割、2割又は3割の利用者負担）。

※2：「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額サービスの費用に包含される場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。

※3：都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。